平成２４年（フ）第２８号
石川県珠洲市熊谷町ホの部30番地２
債務者　小畠　繁子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第２９号
石川県珠洲市熊谷町ホの部30番地２、従前の住所石川県能美市下ノ江町甲110番地４
債務者　小畠　豊彦
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第３０号
石川県珠洲市熊谷町ホの部30番地２、従前の住所石川県白山市西米光町ト２番地10
債務者　小畠　庄平
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第９９５号
愛知県小牧市大字村中1144番地　サン・ｆｒｉｅｎｄｓ村中Ｉ205号
債務者　栗山　美穂
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１００１号
愛知県半田市中町４丁目33番地　高砂コーポラス405号
債務者　早川　幸寿
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０７９号
名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘11棟504号
債務者　えびすこと　濱嶋　紀夫
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９８号
三重県津市川方町438番地１　ブルースカイマンション206、前住所三重県三重郡菰野町大字菰野4142番地１　サザンガーデン210号室
債務者　沢谷ふみ子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０７号
三重県松阪市甚目町528番地
債務者　濱　　勝代
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１７号
三重県津市河芸町上野170番地　マンション青山403号室
債務者　東川　昌史
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２１号
三重県津市半田2370番地７　湖畔マンション102号
債務者　川久保　進
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２２号
三重県亀山市関町富士ハイツ998番地67
債務者　橋本眞里也
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２３号
三重県津市香良洲町1167番地
債務者　藤田　佑真
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２６号
三重県松阪市嬉野八田町456番地54
債務者　坂井　秋子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４６８号
兵庫県三田市南が丘１丁目32番23号　20Ｄ号、従前の住所兵庫県三田市学園３丁目１番地　Ａ棟107号
債務者　外山　彰一
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８２号
神戸市兵庫区駅南通１丁目２番10―501号
債務者　益　　弘伸
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８７号
神戸市長田区西丸山町２丁目２番５号　井原フトンハイツ303号、従前の住所神戸市長田区庄田町３丁目５番15―205号
債務者　石田めぐみ
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部